

名古屋高等裁判所 平成●●年(〇〇)第●●号 更正処分取消等請求控訴事件

国側当事者・国(昭和税務署長)

平成22年5月14日却下・棄却・上告

(第一審・名古屋地方裁判所 平成●●年(〇〇)第●●号、平成21年9月17日判決、本資料259号-158・順号11271)

判	決
控訴人	甲
被控訴人	国
代表者法務大臣	千葉 景子
処分行政庁	昭和税務署長 川瀬 良三
指定代理人	須川 裕充
同上	浅野 真哉
同上	松田 清志
同上	近田 真佐志
同上	若島 文宏

## 主 文

- 1 原判決中、処分行政庁が控訴人に対し平成19年6月19日付でした平成17年分の所得税の更正処分のうち、総所得金額3547万2174円、納付すべき税額1010万4700円を超える部分の取消しを求める請求を棄却した部分を取り消し、当該請求に係る控訴人の本件訴えを却下する。
- 2 その余の本件控訴を棄却する。
- 3 訴訟費用は、第1、2審を通じ、これを5000分し、その4999を控訴人の負担とし、その余を被控訴人の負担とする。

## 事 実 及 び 理 由

### 第1 当事者の求める裁判

#### 1 控訴人

- (1) 原判決を取り消す。
- (2) 処分行政庁が控訴人に対し平成19年6月19日付でした平成17年分の所得税の更正処分のうち、総所得金額1948万5450円、納付すべき税額418万9800円を超える部分及び過少申告加算税賦課決定処分を取り消す。
- (3) 処分行政庁が控訴人に対して課した平成17年分の所得税に係る延滞税のうち、平成19年1月1日以降の延滞期間に係る部分(修正申告による納税額に係る延滞税のうち3万1600円、更正処分による納税額に係る延滞税のうち5万4100円)を取り消す。

#### 2 被控訴人

(1) 原判決主文第2項を次のとおり変更する。

ア 処分行政庁が控訴人に対し平成19年6月19日付でした平成17年分の所得税の更正処分のうち、総所得金額3547万2174円、納付すべき税額1010万4700円を超える部分の取消しを求める訴えを却下する。

イ 控訴人のその余の請求を棄却する。

(2) その余の本件控訴を棄却する。

第2 事案の概要（略語は、当審で定義したもののほか、原判決の例による。）

1 本件は、控訴人（1審原告）が、平成17年分の所得税の確定申告書を法定申告期限内に提出しその後修正申告をしたものの、処分行政庁から平成19年6月19日付で本件更正処分及びこれに伴う本件賦課決定処分を受けたことから、被控訴人（1審被告）に対し、①本件更正処分のうち修正申告額（総所得金額1948万5450円、納付すべき税額418万9800円）を超える部分及び本件賦課決定処分の取消しを求めるとともに、②平成17年分の所得税に係る延滞税のうち平成19年1月1日以降の延滞期間に係る部分（修正申告による納税額に係る延滞税のうち3万1600円、更正処分による納税額に係る延滞税のうち5万4100円）の取消しを求める事案である。

原審は、上記①の請求をいずれも棄却し、上記②の請求に係る訴えを却下した。

控訴人は、これを不服として、本件控訴を提起した。

2 前提事実、被控訴人が主張する税額の計算根拠、争点及び争点に関する当事者の主張

次のとおり原判決を補正するほか、原判決「事実及び理由」中の「第2 事案の概要」の「1」ないし「4」記載のとおりであるから、これを引用する。なお、本件で引用する関連法令等の条項の主なもの、原判決「(別紙1) 関連法令等」記載のとおりである。

(原判決の補正)

(1) 原判決書3頁8行目の冒頭から同頁13行目の末尾までを次のとおり改める。

「 処分行政庁が、本件更正処分において利子所得として計上した184万9204円は、控訴人が平成17年中に海外の金融機関から得た預金利息（以下「本件預金利息」という。）が1万6966米ドル（B銀行《B銀行。以下「B銀行」という。》分4955米ドル、C分1万2011米ドルの合計）であることを前提として、これを邦貨換算した金額である（邦貨換算方法は、原判決別表2の「邦貨換算」の「原処分」欄のとおり）。」

(2) 原判決書3頁17行目の末尾の次に、行を改めて、次のとおり加える。

「(5) 処分行政庁は、平成22年2月24日、控訴人に対し、平成17年分の所得税について、総所得金額を3547万2174円、納付すべき税額を1010万4700円とする更正処分（以下「本件減額更正処分」という。金額の明細につき本判決別表1参照）をした（乙23）。

処分行政庁が、本件減額更正処分において利子所得として計上した184万6806円は、控訴人が得た本件預金利息1万6965.92米ドル（B銀行分4954.72米ドル、C分1万2011.20米ドルの合計）を、利息付与の日ごとの入金額に同日のTTB（対顧客直物電信買相場）を乗じ、邦貨換算した金額である（邦貨換算方法は、本判決別表2「利子所得の計算」及び同別表3「D銀行の米ドル為替レート」記載のとおり）。」

(3) 原判決書3頁19行目の冒頭から同頁22行目の末尾までを次のとおり改める。

「 被控訴人は、控訴人の平成17年分の所得税として納付すべき税額は原判決別紙2「被告

の主張する税額」のとおり1010万6100円であり、本件更正処分による納付すべき税額は上記の金額を超えるものではないから、本件更正処分は適法であると主張していた。

しかし、被控訴人は、当審において、控訴人の平成17年分の所得税として納付すべき税額は本判決別紙「被控訴人の主張する税額」のとおり1010万4700円であり、本件更正処分のうち、総所得金額3547万2174円、納付すべき税額1010万4700円を超える部分は、本件減額更正処分により取り消されたから、当該部分の取消しを求める控訴人の訴えは、訴えの利益を欠く、本件更正処分のうち、その余の部分（本件減額更正処分により一部取り消された後の本件更正処分）は、適法であると主張を変更した。」

- (4) 原判決書4頁14行目の末尾の次に、行を改めて、次のとおり加える。

「 「延滞税を賦課する処分は存在しない」という法律解釈は、一般常識を越えたおかしなものである。」

- (5) 原判決書5頁6行目の冒頭から6頁4行目の末尾までを次のとおり改める。

「イ 本件預金利息の額及び邦貨換算金額

控訴人は、本件預金利息を得ているところ、控訴人がアメリカ合衆国（以下「米国」という。）内国歳入庁に提出した「1040A U.S. Individual Income Tax Return 2005」（2005年分米国個人所得税の申告書。以下「本件米国申告書」という。）の「Interest」欄（利子所得欄）に記載された年間利息額によれば、その金額は、B銀行からのものが4955米ドル、Cからのものが1万2011米ドルであり、B銀行分につき控訴人から取引明細書の提示を受けられなかったことにより利息付与の日が確認できなかった部分があったこと、C分につき控訴人から取引年月日が確認できる取引明細書等の提示を受けられなかったことから、被控訴人は、本件預金利息に係る利子所得の額は、これを原判決別表2の「邦貨換算」の「被告主張」欄のとおりの方法で邦貨換算し、185万0093円とするのが相当であると主張した（なお、控訴人は、上記計算過程について、所得税法57条の3第1項の規定を無視するものであると主張するが、上記規定は平成18年法律第10号により追加された規定であり、平成17年分の所得税に関する本件に直接適用されるものではない。）。

しかし、本件訴訟の提起後、被控訴人が、本件米国申告書に記載された利子所得の詳細を明らかにするため、米国内国歳入庁に照会したところ、原判決の言渡し後に回答があった。上記回答によれば、本件預金利息の額は、1万6965.92米ドル（B銀行分4954.72米ドル、C分1万2011.20米ドルの合計）であり、本件預金利息に係る利子所得の額は、本判決別表2「利子所得の計算」及び同別表3「D銀行の米ドル為替レート」記載のとおり、利息付与の日ごとの入金額に同日のTTB（対顧客直物電信買相場）を乗じて邦貨換算した金額である184万6806円とするのが相当である。」

- (6) 原判決書6頁14行目の末尾の次に、行を改めて、次のとおり加える。

「 なお、控訴人は、米国の会計士の判断に従って、米国居住者として申告したのであり、税法の専門家のアドバイスのとおりに行動したのであるから、上記「やむを得ない事情」があると主張するが、そのような事実は存在しない。そもそも、控訴人は、本件訴状において、「2005年度（平成17年）は、専門家であるCPAの判断に従って、米国居住者として米国居住者用の申請用紙1040Aで申告した。（非居住者用の申請用紙は1040NR）その後国内の確定申告をした際、米国居住者として申告済みなのだから不要と判断し、外国

税額控除の欄にチェックしなかった。」と主張し、我が国の所得税の申告については自らの判断により行ったことを認めていたのである。」

(7) 原判決書7頁3行目の冒頭から同頁12行目の末尾までを次のとおり改める。

「イ(ア) 本件税務調査の際、控訴人が、年1回の利子額でよいならば、本件米国申告書がある旨の発言をしたところ、本件税務職員は、控訴人に対し、月々の利子計上が必要であるとして、本件預金利息に係る月々の取引明細書の取り寄せを執拗に要求した。そこで、控訴人は、課税庁が送料を負担すること及び取り寄せの対象を米国在住の管理人の下に保管されている取引明細書とすることにつき本件税務職員が同意したことから、上記取引明細書を取り寄せることにした。控訴人は、このようなやりとりに基づいて、年1回の利子計上となっている本件米国申告書はもはや我が国では無用の長物であると考え、本件税務職員に対し、本件米国申告書の控えを提示した。

ところが、本件税務職員は、控訴人から提示を受けた本件米国申告書の控えから本件預金利息の額を書き写し、それを基に本件更正処分がされた。本件米国申告書の「Interest」欄(利子所得欄)に、B銀行分として4955米ドル、C分として1万2011米ドルと記載されていたことは認めるが、上記のような方法で得た利子所得の額は正確性の根拠を欠くばかりか、控訴人を騙すことによって得た情報に基づいて、本件更正処分がされたものというべきで、このような処分は信義則に反する。

また、上記のとおり、本件税務職員は、本件税務調査の際、控訴人に対し、月々の利子計上が必要であるとして、本件預金利息に係る月々の取引明細書の提出を求めたにもかかわらず、本件更正処分において、月々の利子計上はされておらず、しかも、年平均の為替レートを用いて邦貨換算している部分もあり、その計算過程は、所得税法57条の3第1項の「外貨建取引の金額の円換算額・・・は当該外貨建取引を行った時における外国為替の売買相場により換算した金額として、その者の各年分の各種所得の金額を計算するものとする。」との規定を無視するものであって、不適切である(被控訴人が、本件訴訟の提起後、米国内国歳入庁に照会した事実自体、本件更正処分における利子所得の額の認定が不適切であったことを物語っている。)

(イ) 平成21年7月下旬、控訴人の米国及び我が国の住所に、同年8月24日に平成17年分の月々の取引明細書(ステートメント)等を持参して、米国内国歳入庁サンタアナ事務所に出頭するよう求める召喚状が届いたことから(甲9の1・2)、控訴人は、米国内国歳入庁に対し、我が国の税務当局の照会に対する回答が係属中の本件訴訟において被控訴人の利益のため使用される旨申し出た。このため、米国内国歳入庁は、控訴人に対する上記出頭及び資料提出の要求を撤回した。このような事情に照らせば、被控訴人は、進行中の裁判において用いるという目的を秘したまま、米国内国歳入庁に対し照会したものと考えざるを得ず、このような被控訴人の照会は、国際信義に反するものといわなければならない。

(ウ) 以上のとおり、本件預金利息に係る課税は、被控訴人の背信行為の結果得られた資料に基づくものであって、無効というべきである。」

(8) 原判決書7頁14行目の末尾の次に、行を改めて、次のとおり加える。

「この点、被控訴人は、所得税法95条7項の「やむを得ない事情」を認めることができないと主張するが、控訴人は、米国の会計士の判断に従って、米国居住者として申告したので

あり、税法の専門家のアドバイスのおおりに行動したのであるから、上記「やむを得ない事情」があるといえる。」

- (9) 原判決書9頁8行目の「と計上したものであるから、」を次のとおり改める。

「と計上したものである。

すなわち、簿記的には、他社分取引を含めて（甲3参照）、

（借方）現金 6,270,283円 （貸方）売上高 19,338,283円

（借方）貸倒損失 13,068,000円

と仕訳すべきところ、

（借方）現金 6,270,283円 （貸方）売上高 19,338,283円

（借方）売上高 13,068,000円

と、「貸倒損失」の科目を使用せず、「売上高」の科目を使用して仕訳したのであり、形式的には貸倒処理をしたのか不明であるが、数字が一致していることが示すように、実質的には貸倒処理をしたといえる。

したがって、」

- (10) 原判決書9頁11行目の「認めるべきである」の次に、次のとおり加える。「（本件通達は、確定申告書に貸倒引当金の明細の記載・添付等がない場合であっても、それが貸倒損失を計上したことに基因するものであり、かつ、後日修正申告書の提出時にこの明細書が提出されたときは、貸倒引当金の繰入額として取り扱うことができる旨、素直に解釈すべきである。また、「計上」とは、「全体の中に、ある物事を数え上げること」を意味し、「紙面に記載したか否か」ではない。控訴人は、FX取引に係る利益1306万8000円についてはA社が倒産した以上戻ってこないが、スワップ金利221万1835円については戻ってくると判断し、スワップ金利は実際には受領していないにもかかわらず売上に記載し、FX取引に係る利益は貸倒損失として売上から減額する処置をしたのであるから、正に貸倒処理をしたといえる。なお、確定申告書に貸倒処理の記載欄がないという書類上の不備も、本件の一因である。）」

- (11) 原判決書10頁1行目の「以上のように」を「以上の事実に加え、①本件税務職員は、上記取引明細書が足りないとは言明していないにもかかわらず、被控訴人は、本件税務職員が追加要請をしたと主張したこと、②本件税務職員は、平成15年分及び平成16年分の修正申告書を作成・持参し（税務署が修正申告書を作成すること自体、適法ではない。）、控訴人に署名・押印させ、これらを控訴人作成の修正申告書として処理したこと（乙20、21）、③前記(2)「(原告の主張)イ(ア)及び(イ)の事情があることを併せ考慮すれば、」と改める。

- (12) 原判決書10頁18行目の末尾の次に、行を改めて、次のとおり加える。

「なお、本件修正申告書は、控訴人自身はその意思により作成、提出したものであり、本件修正申告書について「税務署が修正申告書を作成」したとの事実はない。」

### 第3 当裁判所の判断

- 1 当裁判所は、本件更正処分のうち総所得金額3547万2174円、納付すべき税額1010万4700円を超える部分の取消請求に係る訴え及び延滞税の取消請求に係る訴えは、いずれも不適法であり、その余の控訴人の本件請求はいずれも理由がないと判断する。その理由は、次のとおり付け加えるほか、原判決「事実及び理由」中の「第3 争点に対する判断」記載のとおりであるから、これを引用する。

#### 2 原判決の補正

(1) 原判決書 11 頁 14 行目の「存在しないものである」の次に「(控訴人は、「延滞税を賦課する処分は存在しない」という法律解釈は、一般常識を越えたおかしなものであると主張するが、国税通則法の上記規定に反する独自の見解であって、採用することができない。)」を加える。

(2) 原判決書 13 頁 11 行目の冒頭から 14 頁 18 行目の末尾までを次のとおり改める。

「ア 前提事実、証拠(乙 23)及び弁論の全趣旨によれば、被控訴人は、本件訴訟の係属中に、本件預金利息の詳細を明らかにするため、米国内国歳入庁に照会したこと、同庁からの回答において、本件預金利息の額は、1万6965.92米ドル(B銀行分4954.72米ドル、C分1万2011.20米ドルの合計)であって、利息付与日及び利息付与の日ごとの入金額は、本判決別表2「利子所得の計算」記載のとおりとされていたこと、上記利息付与日(利息付与日が土日等で相場がない場合は、直後の取引日)におけるD銀行又はD銀行のTTB(対顧客直物電信買相場)は、本判決別表3「D銀行の米ドル為替レート」記載のとおりであったことが認められる(控訴人は、上記認定に係る本件預金利息の額、利息付与日及び利息付与の日ごとの入金額、上記利息付与日(利息付与日が土日等で相場がない場合は、直後の取引日)におけるTTBについて、明らかに争っていない。)

そうすると、本件預金利息に係る利子所得の額は、上記利息付与の日ごとの入金額に同日(利息付与日が土日等で相場がない場合は、直後の取引日)のTTB(対顧客直物電信買相場)を乗じて邦貨換算した金額である184万6806円とするのが相当というべきである。

イ 控訴人は、本件預金利息に係る課税は、被控訴人の背信行為の結果得られた資料に基づくものであって、無効というべきであると主張する。

しかし、被控訴人が、本件預金利息に関する正確な情報を入手するため、米国内国歳入庁に照会したことや、上記照会に対する同庁の回答に基づいて処分行政庁が本件減額更正処分をしたことが、控訴人に対する背信行為であるとは認められないし、仮に、控訴人が主張するように、被控訴人が上記照会に際して、米国内国歳入庁に本件訴訟が係属中であることを説明しなかったとしても、そのことから直ちに上記照会が国際信義に反するものであったということもできず、その他本件預金利息に係る課税を無効とすべき事情を認めるに足りる証拠はない。

したがって、控訴人の上記主張は、採用することができない。」

(3) 原判決書 15 頁 4 行目の末尾の次に、行を改めて、次のとおり加える。

「この点、控訴人は、米国の会計士の判断に従って、米国居住者として申告したのであり、税法の専門家のアドバイスのおおりに行動したのであるから、「やむを得ない事情」があると主張する。しかし、同条7項の「やむを得ない事情」とは、納税者の責に帰すことのできない客観的事情をいい、法の不知や事実の誤認などの主観的事情はこれに当たらないものと解すべきところ、控訴人が本件確定申告書に同条5項所定の記載ないし書類の添付をしなかったのは、控訴人の法の知らないし誤解によるものに過ぎず、上記「やむを得ない事情」があったということとはできない(そもそも、米国の会計士は、我が国の税法の専門家とはいいい難いし、仮に、控訴人が、自ら選任した税法の専門家の誤ったアドバイスのおおりに行動したものとすれば、それは正に控訴人の責に帰すべき事情というほかはない。)」

(4) 原判決書 15 頁 7 行目の冒頭から同頁 9 行目の末尾までを次のとおり改める。

「以上によれば、本件預金利息は控訴人の利子所得として所得税の課税対象となり、その利子所得の額は、当審における被控訴人の主張のとおり、184万6806円と認めるのが相当である。」

- (5) 原判決書16頁21行目の「前提とするものである」の次に「(このことは、本件通達が、「本文の規定は、同条第1項の規定に基づく個別評価による貸倒引当金の繰入れに係る必要経費の認容であることから、同項の規定の適用に関し、その事由が生じていることを証明する書類の保存がある場合に限られる。」との注釈を含むことから明らかであり、控訴人が本件通達の解釈として主張するところは、独自の見解といわざるを得ず、採用することができない。)」を加える。

- (6) 原判決書17頁1行目の末尾の次に、行を改めて、次のとおり加える。

「この点、控訴人は、簿記的には、

(借方) 現金 6,270,283円 (貸方) 売上高 19,338,283円

(借方) 貸倒損失 13,068,000円

と仕訳すべきところ、

(借方) 現金 6,270,283円 (貸方) 売上高 19,338,283円

(借方) 売上高 13,068,000円

と、「貸倒損失」の科目を使用せず、「売上高」の科目を使用して仕訳したものであると主張する。

しかし、仕訳日記帳(乙4)には、

(借方) 現金 6,270,283円 (貸方) 売上高 6,270,283円

との記載(当該記載については、控訴人も明示的に主張している(原判決書8頁25行目から9頁1行目記載のとおり。))があるにとどまり、控訴人の上記主張に係る記載はなく、また、控訴人の上記主張に係る仕訳と仕訳日記帳の上記記載とを同一視することは困難であるから、控訴人が、上記仕訳日記帳において、「貸倒損失」の科目を使用すべきところ、誤って「売上高」の科目を使用して仕訳したものと認めることはできない。

控訴人は、実質的には貸倒処理をしたものであるとして、その他縷々主張するが、いずれも採用することができない。」

- (7) 原判決書17頁24行目の「原告は」の次に、「補正後の原判決書10頁1行目記載の各事情を含め、」を加える。

- (8) 原判決書18頁2行目の冒頭から同頁11行目の末尾までを次のとおり改める。

「5 小括(本件更正処分の適法性)

以上によれば、控訴人の平成17年分の所得税として納付すべき税額は当審における被控訴人の主張のとおり、1010万4700円と認められる。そして、本件更正処分のうち、納付すべき税額が上記金額を超える部分は、本件減額更正処分により効力を失ったものであり、本件更正処分のその余の部分は、適法であるというべきである。

そうすると、本件更正処分のうち総所得金額3547万2174円、納付すべき税額1010万4700円を超える部分(本件減額更正処分により取り消された部分)の取消請求に係る本件訴えは、訴えの利益を欠き、不適法というべきであり、本件更正処分の取消しを求める控訴人の請求のうち、その余の部分は、理由がないというべきである。

- 6 争点(5)(本件賦課決定処分が適法か否か)について

本件賦課決定処分により賦課された過少申告加算税の額は88万6500円であるところ、この額は、本件減額更正処分により納付すべきこととなった所得税額を基に、国税通則法65条1項、2項の規定に従って算出される額（1万円未満切捨て）と同額であることが認められる。

したがって、本件賦課決定処分は、その結論において相当であり、適法であるというべきである。」

### 3 結論

以上のとおり、本件更正処分のうち総所得金額3547万2174円、納付すべき税額1010万4700円を超える部分の取消請求に係る訴え及び延滞税の取消請求に係る訴えは、いずれも不適法であり、その余の控訴人の本件請求はいずれも理由がない。そこで、原判決を一部変更することとし、訴訟費用の負担につき、行政事件訴訟法7条、民事訴訟法67条2項、61条、62条を適用して、主文のとおり判決する。

名古屋高等裁判所民事第4部

裁判長裁判官 渡辺 修明

裁判官 嶋末 和秀

裁判官 末吉 幹和



(別紙)

被控訴人の主張する税額

- |     |  |            |
|-----|--|------------|
| 1   | 総所得金額  | 3547万2174円 |
|     | 上記金額は、下記(1)ないし(4)の金額の合計額である。   |            |
| (1) | 事業所得の金額  | 3126万2637円 |
|     | 上記金額は、下記アの金額と同一の金額との合計額である。  |            |
| ア   | 修正申告に係る事業所得の金額   | 1712万2719円 |
|     | 上記金額は、本件修正申告書に記載された事業所得の金額である。   |            |
| イ   | 貸倒引当金の額  | 1413万9918円 |
|     | 上記金額は、控訴人が本件修正申告書を提出するに当たって必要経費に算入した本件貸倒引当金の額であるが、貸倒引当金として必要経費に算入することはできないものである。   |            |
| (2) | 不動産所得の金額   | -62万6029円  |
|     | 上記金額は、控訴人が本件修正申告書に記載した不動産所得の金額である。   |            |
| (3) | 利子所得の金額  | 184万6806円  |
|     | 上記金額は、控訴人が得た本件預金利息1万6965.92米ドル(B銀行分4954.72米ドル、C分1万2011.20米ドル)を利息付与の日ごとの入金額に同日のTTB(対顧客直物電信買相場)を乗じ、邦貨換算した金額である(邦貨換算方法は、本判決別表2「利子所得の計算」及び同別表3「D銀行の米ドル為替レート」記載のとおり)。 |            |
| (4) | 雑所得の金額   | 298万8760円  |
|     | 上記金額は、控訴人が本件修正申告書に記載した雑所得の金額である。   |            |
| 2   | 先物取引に係る雑所得等の金額   | 2万9960円    |
|     | 上記金額は、控訴人が本件修正申告書(分離課税用)に記載した先物取引に係る雑所得等の金額である。  |            |
| 3   | 所得控除の額の合計額   | 52万8200円   |
|     | 上記金額は、控訴人が本件修正申告書に記載した所得控除の額の合計額である。   |            |
| 4   | 課税される総所得金額   | 3494万3000円 |
|     | 上記金額は、上記1の総所得金額3547万2174円から上記3の所得控除の額の合計額52万8200円を控除した後の金額(1000円未満切捨て)である。   |            |
| 5   | 課税される先物取引に係る雑所得等の金額  | 2万9000円    |
|     | 上記金額は、上記2の金額(1000円未満切捨て)である。   |            |
| 6   | 課税される総所得金額に対する税額   | 1043万8910円 |
|     | 上記金額は、上記4の課税される総所得金額3494万3000円に所得税法89条1項及び負担軽減措置法4条に規定する税率を乗じて算出した金額である。   |            |
| 7   | 課税される先物取引に係る雑所得等の金額に対する税額  | 4350円      |
|     | 上記金額は、上記5の課税される先物取引に係る雑所得等の金額2万9000円に租税特別措置法41条の14第1項に規定する税率を乗じて算出した金額である。   |            |
| 8   | 定率減税額  | 25万円       |
|     | 上記金額は、上記6の課税される総所得金額に対する税額1043万8910円及び上記7の課税される先物取引に係る雑所得等の金額に対する税額4350円を基に、負担軽減措置法6条の規  |            |

定を適用して算出した金額である。

9 源泉徴収税額 8万8560円

上記金額は、控訴人が本件修正申告書に記載した源泉徴収税額である。

10 納付すべき税額 1010万4700円

上記金額は、上記6の課税される総所得金額に対する税額1043万8910円に上記7の課税される先物取引に係る雑所得等の金額に対する税額4350円を加算し、上記8の定率減税額25万円及び上記9の源泉徴収税額8万8560円を減算した金額（100円未満切捨て）である。

## 課税の経緯

(単位：円)

区分	確定申告	修正申告	賦課決定処分	更正処分等	更正処分	
日付	平成18年3月14日	平成19年5月16日	平成19年6月4日	平成19年6月19日	平成22年2月24日	
総所得金額	6,575,085	19,485,450		35,474,572	35,472,174	
内訳	事業所得の金額	3,030,019	17,122,719		31,262,637	31,262,637
	不動産所得の金額	556,306	△626,029		△626,029	△626,029
	利子所得の金額				1,849,204	1,846,806
	雑所得の金額	2,988,760	2,988,760		2,988,760	2,988,760
先物取引に係る雑所得等の金額		29,960		29,960	29,960	
所得控除の額	433,000	528,200		528,200	528,200	
内訳	社会保険料控除の額		95,200		95,200	95,200
	生命保険料控除の額	50,000	50,000		50,000	50,000
	損害保険料控除の額	3,000	3,000		3,000	3,000
	基礎控除の額	380,000	380,000		380,000	380,000
課税される総所得金額	6,142,000	18,957,000		34,946,000	34,943,000	
課税される先物取引に係る雑所得等の金額		29,000		29,000	29,000	
課税される総所得金額に対する税額	898,400	4,524,090		10,440,020	10,438,910	
課税される先物取引に係る雑所得等の金額に対する税額		4,350		4,350	4,350	
定率減税額	179,680	250,000		250,000	250,000	
源泉徴収税額	88,560	88,560		88,560	88,560	
納付すべき税額	630,100	4,189,800		10,105,800	10,104,700	
過少申告加算税の額			497,000	886,500		

## 別表 2

## 利子所得の計算

## ① B銀行

利息付与日	口座			利子合計 (米ドル)	TTB (円/米ドル)	邦貨換算金額 (円)
	(米ドル)	(米ドル)	(米ドル)			
H17. 1. 19			537. 71	537. 71	101. 40	54, 523
H17. 2. 19			880. 24	880. 24	104. 69	92, 152
H17. 3. 19			796. 53	796. 53	104. 23	83, 022
H17. 4. 19			761. 90	761. 90	106. 48	81, 127
H17. 5. 19			452. 36	452. 36	106. 21	48, 045
H17. 6. 18			467. 33	467. 33	107. 91	50, 429
H17. 7. 19			454. 53	454. 53	110. 94	50, 425
H17. 8. 3		1. 73	0. 00	1. 73	110. 65	191
H17. 8. 19			484. 54	484. 54	109. 54	53, 076
H17. 9. 19			35. 09	35. 09	110. 60	3, 880
H17. 10. 19			32. 75	32. 75	114. 85	3, 761
H17. 11. 19			16. 71	16. 71	118. 38	1, 978
H17. 12. 19			16. 70	16. 70	114. 74	1, 916
H17. 12. 31		0. 40	16. 20	16. 60	114. 93	1, 907
合計	0. 00	2. 13	4, 952. 59	4, 954. 72		526, 432

## ② C

利息付与日	口座	TTB (円/米ドル)	邦貨換算金額 (円)
	(米ドル)		
H17. 1. 31	598. 28	102. 61	61, 389
H17. 2. 28	549. 58	103. 74	57, 013
H15. 3. 31	679. 97	106. 39	72, 342
H17. 4. 30	1, 197. 10	104. 34	124, 905
H17. 5. 31	1, 523. 22	107. 11	163, 152
H17. 6. 30	1, 477. 79	109. 62	161, 995
H17. 7. 31	1, 557. 54	111. 56	173, 759
H17. 8. 31	864. 46	110. 40	95, 436
H17. 9. 30	838. 80	112. 19	94, 104
H17. 10. 31	887. 96	114. 75	101, 893
H17. 11. 30	885. 06	118. 68	105, 038
H17. 12. 31	951. 44	114. 93	109, 348
合計	12, 011. 20		1, 320, 374

※ TTBは別表3のとおり

※ 邦貨換算金額は、利息付与日ごとにTTBを乗じて算出した額ごとに円未満の端数を切り捨てた金額。

利子所得合計金額			
	本件更正処分額	本件利子所得の金額	増減額
①B銀行	537, 603	526, 432	△11, 171
②C	1, 311, 601	1, 320, 374	8, 773
H17年分 利子所得合計	1, 849, 204	1, 846, 806	△2, 398

## 別表 3

## D銀行の米ドル為替レート

利息付与日	T T B (円／米ドル)
H17. 1. 19	101. 40
H17. 1. 31	102. 61
H17. 2. 19 (H17. 2. 21)	104. 69
H17. 2. 28	103. 74
H17. 3. 19 (H17. 3. 22)	104. 23
H17. 3. 31	106. 39
H17. 4. 19	106. 48
H17. 4. 30 (H17. 5. 2)	104. 34
H17. 5. 19	106. 21
H17. 5. 31	107. 11
H17. 6. 18 (H17. 6. 20)	107. 91
H17. 6. 30	109. 62
H17. 7. 19	110. 94
H17. 7. 31 (H17. 8. 1)	111. 56
H17. 8. 3	110. 65
H17. 8. 19	109. 54
H17. 8. 31	110. 40
H17. 9. 19 (H17. 9. 20)	110. 60
H17. 9. 30	112. 19
H17. 10. 19	114. 85
H17. 10. 31	114. 75
H17. 11. 19 (H17. 11. 21)	118. 38
H17. 11. 30	118. 68
H17. 12. 19	114. 74
H17. 12. 31 (H18. 1. 4)	114. 93

注 1 利息付与日が土日等で相場がない場合は、直後の取引日（括弧書き）のレートを記載してある。

注 2 平成 18 年 1 月 4 日のレートは、D 銀行（D 銀行と F 銀行の合併による）のレートである。